

エイ・ワン少額短期保険の現状

2022
(2021年度決算)



エイ・ワン少額短期保険株式会社

はじめに

平素より、エイ・ワン少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概要、財務状況等事業活動についてご説明するためにディスクロージャー・レポート「エイ・ワン少額短期保険の現状2022」を作成しました。本誌が当社をご理解いただくうえで、皆様のお役に立てれば幸いです。

*本誌は、保険業法第272条の17（業務及び財産の状況に関する説明書類）および保険業法施行規則第211条の37（業務及び財産の状況に関する説明書類）に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

会社の概要（2022年3月31日現在）

社名	エイ・ワン少額短期保険株式会社	資本金	256,000千円
本社所在地	541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目9番26号	収入保険料	1,836,040千円
		総資産	1,245,446千円
登録	【登録番号】 近畿財務局長（少額短期保険）2号 【登録年月日】 2007年12月12日	従業員数	39名

沿革

2006年11月	少額短期保険設立準備会社エイ・ワンインシュアランス株式会社として設立。（資本金2,000万円）
2007年9月	資本金を1億1,500万円に増資。
2007年12月	大阪府大阪市中央区久太郎町に事務所開設。エイ・ワンインシュアランス株式会社からエイ・ワン少額短期保険株式会社へ商号変更。
	近畿財務局長（少額短期保険）2号として登録完了。東日本本部、九州支店を開設。
2008年3月	「賃貸入居者保険」販売開始。（資本金を1億2,000万円に増資）
2008年9月	資本金を1億7,600万円に増資。
2009年10月	「テナント保険」販売開始。
2009年11月	富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社）と事業提携。
2009年12月	資本金を1億8,600万円に増資。
2010年3月	資本金を1億9,600万円に増資。
2010年12月	ホームネット株式会社と事業提携。
	資本金を2億1,600万円に増資。
2011年6月	加入条件個別設定型医療保険「EVERYONE」販売開始。
2011年10月	オーナー・管理会社向け費用保険「あんしん住まいるオーナー保険」販売開始。
2012年12月	賃貸入居者保険の内容を充実させた「賃貸入居者あんしん総合保険」販売開始。
2014年12月	「あんしん住まいるリフォーム保険」販売開始。
2016年1月	全国9ヶ所に拠点を設置。
2016年2月	「賃貸入居者あんしん総合保険Ⅱシルバーあんしん＋プラス」販売開始。
2016年11月	資本金を2億3,100万円に増資。
2017年2月	「賃貸入居者総合保険ハッピーワン」販売開始。
2021年3月	資本金を2億5,600万円に増資。





事業・経営について P.6～P.17

2021年度の事業概要	P.6
コーポレート・ガバナンスの状況	P.7
お客さま本位の業務運営	P.8
コンプライアンス態勢	P.9
反社会的勢力に対する基本方針	P.10
リスク管理態勢	P.11
情報管理態勢	P.12
情報開示	P.14
勧誘方針	P.14
お客さまの声に対する適切な対応	P.15
保険募集制度	P.16
CSR(企業の社会的責任)	P.17



商品・サービスについて P.19～P.21

保険の仕組みについて	P.19
当社の取扱商品	P.21



業績データ P.23～P.31

主要な業務に関する事項	P.23
主要な業務の状況を示す指標等	P.24
保険契約に関する指標	P.26
経理に関する指標等	P.28
財産の状況に関する指標	P.31



コーポレートデータ P.39

株式の状況	P.39
役員および従業員の状況	P.39
会社の組織	P.39





● お客さま本位の業務運営

● 不動産業界向けサービスの充実

● 新商品、新分野へのチャレンジ

平素より、エイ・ワン少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
この度、新型コロナウイルスに罹患された方々、また身近な人が罹患され多大な影響を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

弊社は2006年の創業以来、少額短期保険事業を通じ、ご契約者のみなさまの、安心して快適な暮らしを支えるため、生活ニーズに沿った保険商品やサービスの提供に努めてまいりました。

近年のコロナ禍は人々のライフスタイルや働き方に大きな変化をもたらしています。
加えて近年は地球温暖化による天候不順、それに伴う自然災害の多発化など、ご契約者のみなさまを取り巻く環境は厳しさを増しています。

弊社はこれからも「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」に沿った企業経営を展開し、コンプライアンスを遵守したうえで、少額短期保険会社ならではの、小回りの利いた保険商品の開発と提供に努め、ご契約者のみなさまの期待と信頼に応えられるよう、全社を挙げて取り組んで参ります。

今後とも、より一層のご愛顧とお引きたてを賜りますようお願い申し上げます。



2022年7月

エイ・ワン少額短期保険株式会社

代表取締役社長 山口 啓輔



基本理念

- 法令を遵守し、社会に貢献する。

経営理念

- 会社に関わる全ての人々の幸せのために努力を惜しみません。
- 常に変化し、成長し続けます。

行動指針

○ お客さま本位の業務運営

お客さまに安心と満足をお届けするために、全役職員がコンプライアンスを徹底し、お客さまに寄り添い、お客さまの視点に立った行動に努めてまいります。

○ 絶えざるチャレンジ

現状に満足することなく新たな発展と挑戦の機会を求めて、たゆまず前進を続けます。
「あったらいいな。」「できたらいいな。」を実現し、革新的なサービスを喜んで提供することができる企業を目指します。

○ 公正な行動

常に何が正しいかだけを考えて誰が正しいかは考えない。全ての事に経緯と公正さを持ち合わせ、組織ならびに個人として、成果を高めるよう努めます。

○ 自立と共生

自らの意思で考えて行動する。活動を起こすというチャレンジを楽しむ気持ち、そしていっしょに仕事をする仲間と共に、個人と会社のさらなる成長を目指します。

○ 付加価値の高いサービスの提供

当社が何を売りたいかではなく、当社に関わる全ての人が何を必要としているかを考え、革新的なサービスを提供する事が当社の使命であり目的であると考えます。



事業・経営について

2021年度の事業概要-----	P.6
コーポレート・ガバナンスの状況-----	P.7
お客さま本位の業務運営-----	P.8
コンプライアンス態勢-----	P.9
反社会的勢力に対する基本方針-----	P.10
リスク管理態勢-----	P.11
情報管理態勢-----	P.12
情報開示-----	P.14
勧誘方針-----	P.14
お客さまの声に対する適切な対応-----	P.15
保険募集制度-----	P.16
CSR(企業の社会的責任)-----	P.17

2021年度の事業概要

□事業概要

当社は、2007年12月12日に少額短期保険業者として、近畿財務局 第2号にて登録を行いました。前団体のエイ・ワン共済を中心に、アルファ共済会、セーフティ共済会、ヘスティア共済会の4共済が約7年間の事業を通じて培ってきたノウハウを結集し、設立しました。関西を中心に、北海道から九州に至るまでを商圏とし全国展開を図っております。

当社が2017年2月に販売を開始した「賃貸入居者総合保険 ハッピーワン」は、賃貸入居者から好評を得ており、テナント経営者向けの「テナント保険」を含め当社主力商品として市場からの信頼も厚く、順調に契約者数が増加しております。

また、地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ったペーパーレス化、お客さまの利便性を追求したIT化等の取組みを積極的に推進しております。

私たちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、「お客さま本位の業務運営」に沿った企業経営を展開し、ご契約者の皆さまの期待と信頼に応えられるよう、全社を挙げて取り組んでまいります。

□2021年度業績

2021年度は、コロナ禍による減収要素を抱えながらも、収入保険料において18億3,604万円を計上し、前期に比べ3,711万円の増収、2.1%の増率を確保しました。

保有契約件数は18万5,392件で783件の増件、0.4%の増率を確保しています。

元受損害率につきましては前期比で3.2%改善し、22.6%となりました。改善した主な理由は、大規模な自然災害の発生がなかったこと、モラルリスク等の対応を強化し、適正な保険金の支払いに務めたことなどが挙げられます。

事業費は全ての費目において見直しを行い、代理店手数料や人件費などの増加を除いては、2,648万円の削減となりました。上記取組の結果、経常利益は1億7,861万円、純利益は1億2,912万円となり、繰越損失を解消し、利益剰余金1,291万円を計上しました。

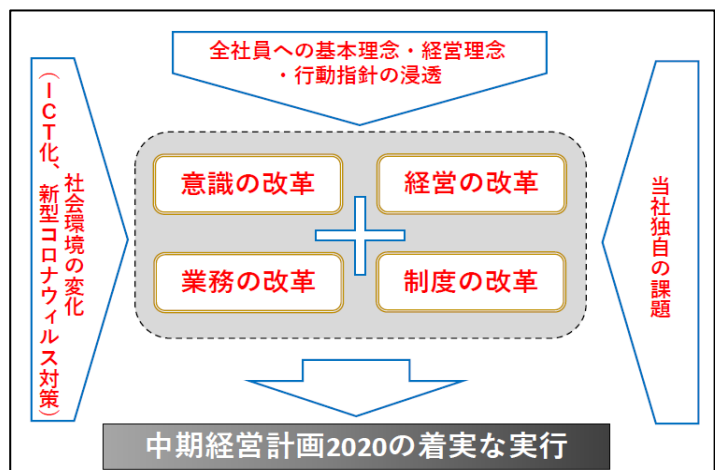
少額短期保険会社の支払い余力を示す指標であるソルベンシーマージン比率は、前期比で636.1%改善し1448%となり、少額短期保険会社として健全な支払い能力を有しています。

□中期経営計画の遂行

2020年度より2022年度にわたる当社の経営計画として中期経営計画を策定しております。

当該経営計画では、当社における「意識」「経営」「業務」「制度」の4点を中核に、ガバナンス機能や法令等に関する社員教育等を通じた業務および制度の改革を目指すところとしております。

この計画の実現は、お客さま本位の業務運営と、社会環境の変化に順応する経営基盤を構築し、お客さまからの信頼を得ることによって、当社の継続的な業務運営の礎になるものと捉えております。



意識の改革

- ・基本理念、経営理念、行動指針に基づいた日常業務の推進
- ・コンプライアンス重視の風土醸成
- ・コミュニケーションの強化と定着化

業務の改革

- ・受電業務の抜本的な見直し
- ・職務分掌の明確化、個人請負業務からの脱却
- ・アンダーライティングの強化

経営の改革

- ・ガバナンス機能の改革
- ・不採算商品の見直し、収益性の改善
- ・働き方改革の推進、人材育成の強化

制度の改革

- ・本社機能、拠点網の見直し
- ・お客様サービスセンターの機能的改革
- ・事故受付、保険金支払い業務体制の改革



コーポレート・ガバナンスの状況

□コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、「基本理念」「経営理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的な成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うための経営体制を構築して、企業価値の向上に努めます。

そのために、当社が策定し、全役職員が業務を運営するにあたって最も重視すべき「基本理念」「経営理念」「行動指針」を全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置付け、積極的に取り組みます。

1.取締役会

取締役会は、経営方針、経営戦略、資本政策等の経営戦略上重要な事項、および会社経営上の重要な事項の論議・決定を行うとともに、取締役、および社員の職務の執行を監督します。また、リスク選好に基づいた経営資源の配分を行い、健全性を基盤に「成長の持続」と「収益性・資本効率の向上」を実現し、中長期的な企業価値の拡大を目指します。なお、取締役会が多様な知見と専門性を備えた、バランスの取れた構成とするために社外取締役を選任しました。

2.部長会

各部部长が取締役会より委ねられた業務領域の責任者として業務を執行し、部長会にて業務執行に関する重要な決議等を行います。部長会は、取締役会への提案事項の決定、経営上重要な課題に関する審議・検討・決議、担当業務および予算の執行状況等の報告受領を任務とします。

3.各種委員会

当社は、適正な経営管理態勢、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を確保するために以下の委員会を設け、取締役会の審議・決定した経営方針が徹底されるよう努めます。

(1)コンプライアンス・リスク管理委員会

当委員会は、コンプライアンス基本方針の基本的な考え方に従い、実施計画の策定と推進、コンプライアンス態勢の整備、コンプライアンスに関する社員教育・指導等を担っています。

(2)保険金査定委員会

当委員会は、適切な保険金支払態勢の構築および損害サービス部の強化・拡充を通じて、適切・迅速な保険金支払いと保険契約者の保護を図ることを目的として設置しています。

(3)商品開発委員会

当委員会は、商品開発が、法令や当社商品開発方針および管理規程等に沿っているか、コンプライアンス・安全性・利便性等に問題はないか等を論議・検証する役割を担っています。

4.監査役

監査役は、独立した機関として、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス態勢を確立する責務を担っています。監査役は、監査の方針・計画等に従って、取締役会その他の重要な会議への出席や社内各部の調査等より取締役の職務執行について監査を行います。

5.内部監査

内部監査の目的は、「当社における経営戦略・施策を支える重要な業務プロセスの適切性や有効性等各組織の内部管理態勢の整備・運営状況を検証・評価するとともに、顧客本位の業務運営の実現のためにベスト・プラクティスを目指した取組みを促進・支援することにより、経営目標の達成および企業の持続的な成長と企業価値向上に資する」ことであり、毎年度、「内部監査基本計画兼実施計画」に則り、すべての業務および組織を対象に内部監査が実施されています。また、内部監査結果については、部長会および取締役会に報告されています。



お客さま本位の業務運営

当社は、お客さまに寄り添い、お客さまの視点に立ち、お客さま本位の業務運営を実践することを行動指針としており、お客さまからの確かな信頼によって選ばれる会社として成長するために「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」を策定し、具体的な取り組みを行っております。

お客さま本位の業務運営に係る基本方針

1. お客さまの最善の利益を追求

- ▶ 当社は、お客さまに誠実かつ公正に対応し、お客さま本位の良質なサービスを提供することにより、常にお客さまの最善な利益追求に努めてまいります。

4. 利益相反の適切な管理

- ▶ 当社は、当社が行う取引に関し、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を把握、管理し、適切に業務を行ってまいります。

2. お客さまの声を活かした業務運営

- ▶ 当社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、誠実、迅速かつ適切に対応するとともに、有益な経営情報源として、お客さまの声を定期的に分析し、業務品質の向上に活かします。

5. 基本方針の浸透に向けた取り組み

- ▶ 当社は、全ての役職員が本方針を正しく理解し、お客さま本位の業務運営を実践していくために、研修体系や目標管理を整備し、適切なガバナンス態勢を構築します。

3. 重要な情報の分かりやすい提供

- ▶ 当社は、お客さまのご意向に沿った保険商品を選択し、安心と満足を実感していただけるよう、商品内容やサービスに関する重要な情報について、お客さまの立場に立って分かりやすく丁寧に説明します。

2021年度「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」に基づく取組状況

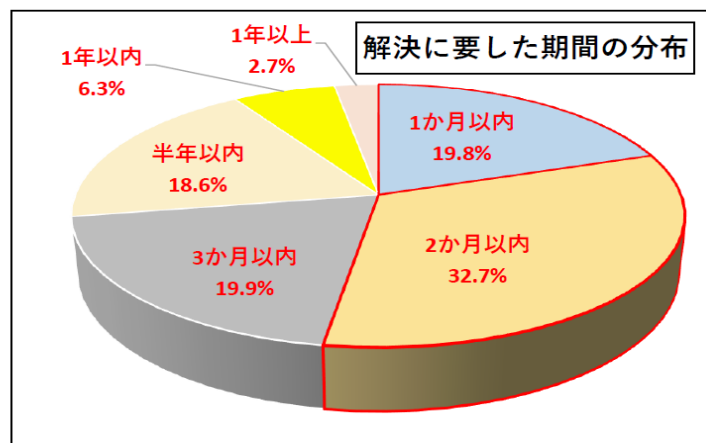
当社は、「お客さま本位の業務運営」を一層推進するため、本方針および取組内容を定めるとともに、定期的に見直しを行い、当社ホームページに取組状況を公表しています。
また、その定着度合を評価する総合指標(KPI指標)を以下のとおり設定し、業務品質の向上に努めております。

KPI指標: スピード解決率50%

※スピード解決率とは、事故受付から保険金支払いまでを2か月以内に完了する比率を指します。

【期間】 from : 2021/4/1 to : 2022/3/31

解決に要した期間	件数	割合
1か月以内	396	19.8%
2か月以内	653	32.7%
3か月以内	398	19.9%
半年以内	372	18.6%
1年以内	126	6.3%
1年以上	54	2.7%
合計	1,999	100.0%



コンプライアンス態勢

当社は、コンプライアンス(法令等の遵守)を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、全ての役職員が企業の社会的責任と、お客さま本位の業務運営に関する活動の全てがコンプライアンスの取組みであるという認識のもと、コンプライアンス態勢をより強固なものとするために「コンプライアンス基本方針」を定めています。

□「コンプライアンス基本方針」(骨子)

●コンプライアンス態勢の構築

(1) コンプライアンス態勢の整備

- ・コンプライアンスに関する重要事項が経営陣に適切に報告される態勢を整備します。
- ・コンプライアンスに関する事項を管理・推進する部門としてコンプライアンス部を設置し、年次計画の立案や実施状況の点検・指導等コンプライアンス態勢確保のための必要な権限を付与します。
- ・コンプライアンス上の問題となる行為等を発見した場合には、速やかに報告・相談を行うことを義務付けています。
- ・社内に「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、コンプライアンス・リスク管理の方針および方策の基本事項のうち、取締役会または部長会の決議事項について審議します。
- ・内部監査室は、コンプライアンス状況について監査を行い、その結果を取締役に報告します。

(2) コンプライアンス推進活動

- ・コンプライアンスの実践における具体的な手引書として、コンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
- ・コンプライアンス部は、各部に対して具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定、実施させることとし、推進状況を検証・指導します。
- ・年次研修計画を策定し、コンプライアンス研修を計画的に実施します。
- ・何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には内部通報制度を設け、匿名で報告・相談することができる態勢とします。

●コンプライアンスに係る役職員の行動基準

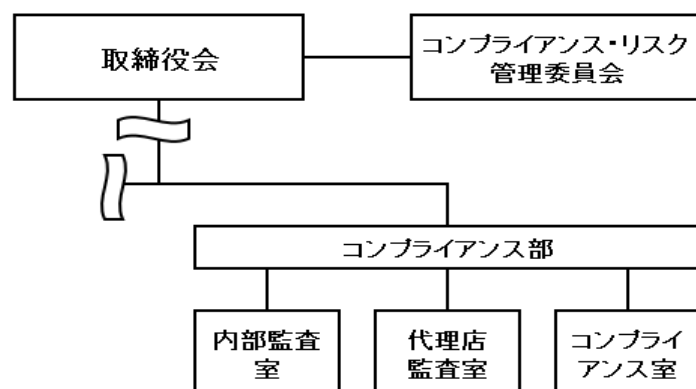
(1) 行動規範

- ・保険業法第1条「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する」ために、法令等の遵守を行動の基本に据えて、誠実・公平・適正な業務運営に努めます。
- ・法令等に違反する行為を発見した場合は、勇気を持って行動し、関係者と協力して是正に努めます。

(2) 基本的な行動

- ・保険業の公共性を十分認識し、保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護に努めます。
- ・業務上知り得たお客さま情報の取扱いに関しては、外部に漏えいしないよう管理を徹底し、定められた目的以外には利用しません。
- ・反社会的勢力等には、警察等関係機関と連携を密にし、毅然として対応します。
- ・お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当社における利益相反管理体制を確保します。
- ・外部委託等を行うにあたり、取引の適切性を確保します。
- ・適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。

【コンプライアンス体制図】



反社会的勢力に対する基本方針

□反社会的勢力の定義

反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とし、以下に掲げる属性要件に該当するもの並びに、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求などの行為要件に該当するものも含みます。

- ・暴力団及びその構成員、準構成員
- ・暴力団関係企業及びその役員、従業員
- ・企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）
- ・社会運動を標ぼうして不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員

□反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1.取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、当社役職員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2.組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

3.裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

4.外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5.有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。



リスク管理方針

社会・経済の複雑化によって、事業環境も大きく変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような状況の中で、企業理念の実現に向け、当社が抱えている様々なリスクについて、財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値の向上の実現に資するためにリスク管理態勢を整備し、リスク管理を経営の最重要課題として取り組みます。

<リスク管理のプロセス>

当社は、基本理念・経営理念の実現に向け、資産・負債の構成、各種リスクを勘案し、かつ自己資本の状況を踏まえた収支計画、リスク管理計画を策定し、取り組みを行うこととします。

また、「リスクの特定⇒リスクの評価⇒リスクの処理⇒効果検証・改善⇒報告」のプロセスを業務活動の中に取り組むことによって、リスク管理を実行します。

<リスク管理に係る組織・体制の整備>

取締役会はリスク管理態勢全般を監督し、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置します。コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要課題への対応状況や資本・リスクの状況等の確認を行い、状況に応じた対策等を審議し改善指導を行います。

<危機管理基本方針>

当社は、リスク管理方針に基づき、「危機管理基本方針・規程」を定め、お客さま・代理店等との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生じる事態において、迅速かつ適切な行動・措置をとり当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務へ復旧することとしています。

<個別リスク管理>

当社は、保有するリスクを以下のとおり、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクに分類します。

・保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

・資産運用リスク

主に、金利、為替、有価証券等の価格が変動することにより、保有する資産の価値が変動し、会社が損失を被る市場関連リスクと、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、会社が損失を被る信用リスク、の2つがあります。

・流動性リスク

主に、会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量または大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること等により損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすること等により損失を被る市場流動性リスク、の2つがあります。

・事務リスク

役職員、業務委託先等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクをいいます。

・システムリスク

情報システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い会社が損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスク、資産運用リスクは、自己資本との関係を踏まえた収益とのバランスをとりながら管理します。流動性リスクは、現在および将来にわたっての資金需要への対応を想定して管理します。事務リスク、システムリスクは、発生する会社損失を想定し防止・軽減に努めます。



□個人情報の保護

2005年4月1日の「個人情報保護法」の全面施行により、当社を含む個人情報取扱業者には様々な責務が課されることになりました。

その後、消費者や事業主を取り巻く社会環境は変化し、大規模な情報漏えい事件が多数発生したことにより、より一層の個人情報保護を求める観点で、2017年5月および2022年4月に改正個人情報保護法が施行されました。

個人情報を含む「お客さま情報」は、当社が事業活動を行い、事業を発展させていくためには欠かせない資源ですが、紛失・盗難・不正アクセス等により第三者の手に渡り不正に利用された場合には、お客さまに多大なご迷惑をお掛けするばかりか、当社にとっても極めて大きな影響が生じるおそれがあります。こうしたことを未然に防止し、お客さまからの信頼を失わないため、「個人情報保護法」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)等に依り、当社のお客さま情報を適切に管理することとしました。

お客さまの個人情報のお取り扱いに関しては下記の「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ(<https://www.a1-ssi.com/>)で以下の通り公表しています。

□個人情報保護に関する基本方針【プライバシーポリシー】

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また保険業に対するお客さまの信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)、その他の関係法令、関係官庁からのガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインなどを遵守して、個人情報を厳正・適切に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行なわれるように、従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。(下記6.の個人番号および特定個人情報を除きます)

2. 個人情報の利用目的

当社は、保険会社から保険募集業務の委託を受けて、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報については6.をご覧ください。)を当該業務の遂行に必要な範囲内で利用します。

また、当社は少額短期保険業を営んでおり、当該業務の遂行に必要な範囲内においても取得した個人情報を利用します。当社における具体的な個人情報の利用目的は次のとおりであり、それら以外の他の目的に利用することはありません。

①当社が取扱う少額短期保険およびこれらに付帯・関連するサービスの提供

②損害保険代理業およびこれらに付帯・関連するサービスの提供上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められている範囲にて行い、変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面などにより通知し、または当社のホームページなどにより公表します。

当社に対し、保険業務の委託を行う保険会社の利用目的は、下記保険会社のホームページに記載してあります。

・AIG損害保険株式会社(<https://www.aig.co.jp/>)

・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)

3. 個人データの安全管理措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程などの整備および実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するための適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適正な是正対策を行います。



4. 個人データの第三者への提供

当社は、次の場合を除き、あらかじめご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- また、個人データを第三者に提供したとき、あるいは第三者から提供を受けたとき、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などをいいます）ならびに労働組合への加盟、門地および本籍地、保健医療および性生活に関する情報（センシティブ情報）については、次の場合を除き、原則として取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 法令等に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑤ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑥ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合

6. 個人番号および特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報について、法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、番号法で限定的に明示された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 個人情報保護法に基づき保有個人データの開示、訂正、利用停止など

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正または利用停止などに関するご請求については、ご請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで手続きを行います。保険会社や他社の保有個人データに関しては当該会社に対してお取次ぎいたします。当社の保有個人データに関し、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

なお、上記開示などのお手続きについては所定の手数料をいただきます。手続きを希望される方は、下記お問い合わせ先までお申し付けください。

8. お問い合わせ先

ご連絡先は下記のお問い合わせ窓口となります。また保険事故に関する照会については、下記のお問い合わせ先窓口の他、保険証券記載の保険会社の事故相談窓口にもお問い合わせいただくことができます。

なお、ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、ご対応させていただきますので、あらかじめご了解願います。

商号 : エイ・ワン少額短期保険株式会社
本社所在地 : 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
受付時間 : 午前10時から午後5時
ホームページ : <https://www.a1-ssi.com/>

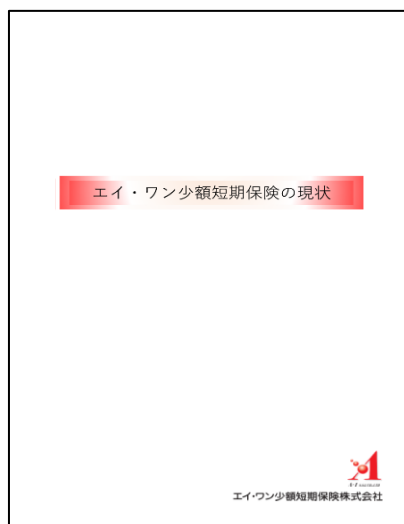


情報開示

当社は、お客さま、代理店、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまに、当社をご理解いただき、適正なご評価をいただくために、ディスクロージャー誌ならびにホームページで、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

ディスクロージャー誌

ステークホルダーの皆さまに、当社の事業活動をご理解いただくため、毎年ディスクロージャー誌を発行しています。当社の事業・経営、商品・サービス、業績データ等についてわかりやすく説明しています。



ホームページ

当社のホームページには、商品・サービス・各種手続きのご案内、会社情報等を掲載しています。また、当社からのお知らせやニュースリリース等もご覧いただけます。
(<https://www.a1-ssi.com/>)



勧誘方針

当社は、金融商品の勧誘方針について、金融商品の販売等に関する法律に基づき、以下のように定めております。

1. コンプライアンスの重要性を十分に認識し、関係法令等や取扱い保険会社の規程等を遵守した適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売に際して、お客様にお勧めする商品の内容を正しくご理解いただけるよう、知識の習得に励み、わかりやすいご説明を行うよう努めてまいります。
3. コンサルティング活動等を通じて、お客様の現在の状況・ニーズを踏まえた最適な商品設計・販売等を行ってまいります。
4. 販売活動等に際しては、時間帯や勧誘場所についてお客様の立場に立って、十分に配慮してまいります。
5. 保険事故発生の際、保険金のご請求に関してお客様に適切にアドバイスさせていただくよう努めてまいります。
6. お客様からの貴重なご意見の収集に努め、その後のお客様へのサービス向上等に活かしてまいります。
7. お客様に関する情報は、業務上必要な範囲で収集し適正に使用いたします。また、個人情報の保護推進のために厳重な管理を行います。



お客さまの声に対する適切な対応

□「お客さまの声」対応の目的と基本姿勢

1. 対応の目的

当社は、基本理念及び経営理念に基づき、顧客本位の業務運営に向けた取組みを推進するため、お客さまからの声を業務改善の原点ととらえ、取組みを強化することとしました。

2. 基本姿勢

- ① 全役職員は、お客さまから寄せられたすべてのお客さまの声に対して、適切かつ迅速・真摯に対応し、解決を図ります。
- ② 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現するための重要な情報である」と認識し、お客さまの声に関する情報を収集分析し、苦情の低減を図るとともに、常に業務の改善に努めるものとします。

□「お客さまの声」の受付窓口

当社では以下のとおり、「お客さまの声」を承っています。お客さまから寄せられたご不満・ご意見・ご要望等は関連部門と連携し、迅速かつ適切な対応を行い、業務プロセスの改善に努めてまいります。

◆お客さま専用フリーダイヤル

お客さまからご不満・ご要望・ご意見・ご相談等をお電話で承る窓口を設置しています。

お客さま専用フリーダイヤル:

0120-818-230

(受付時間: 平日 10:00~17:00)

*土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

◆当社ホームページ

お客さまからご不満・ご要望・ご意見・ご相談等につきましては、当社ホームページからもお申し出いただくことができます。

当社ホームページ: <https://www.a1-ssi.com>

□指定少額短期保険業務紛争解決機関(ADR)について

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、『少額短期ほけん相談室』を設けています。

当社との間で問題が解決できない場合には、『少額短期ほけん相談室』に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。(http://www.shogakutanki.jp)

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル: 0120-82-1144

受付時間: 平日 8:00~12:00 13:00~16:00

※土日・祝日・年末年始を除きます

※新型コロナウイルス感染拡大のため当面の間、受付時間を変更しております。

(通常受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00)



保険募集制度

当社は、多くの不動産業、不動産管理業等の代理店を通じて、保険の販売を行っています。また、当社は、これら保険販売に携わる代理店の法令等を遵守した適正な保険募集を推進し、ご契約者へのサービス向上を図るため、代理店研修、代理店指導の体制を確立しています。

1.代理店登録および届出

当社と代理店委託契約を締結した代理店が保険募集をに当たっては、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣への登録を受ける必要があります。

また、お客さまと保険契約の手続を行う保険取扱者（保険募集人）は、少額短期保険業の共通資格試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ届出をしなければなりません。なお、当社代理店数は以下の通りです。

前期末	当期末
1, 822店	1, 872店

2.代理店の業務

代理店は、保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場であり、お客さまに適切な保険商品をおすすめし、お客さまのご意向を確認したうえで保険契約を締結し、保険料をお預かりします。お客さまに保険商品をご案内する際には、ご契約のしおり、パンフレットなどで補償内容等をご説明し、「重要事項のご説明」等を用いて、提案した商品の「契約概要」「注意喚起情報」等をご説明します。

3.代理店研修・代理店指導

代理店が行う保険募集は、保険業法や関係法令等を遵守することがきわめて重要です。当社では、「募集コンプライアンスマニュアル」を全代理店に配布し、研修を実施しています。また、コンプライアンス部が作成した「コンプライアンスニュース」やコンプライアンス関連資料による代理店教育を実施し、適正な保険募集態勢を構築しています。

4.代理店監査等

当社では、代理店の業務推進状況を総合的に点検・評価し、その結果に基づき、問題点や課題の把握及び改善、コンプライアンスの徹底、不祥事件の未然防止及び早期発見を促進することを目的とした代理店監査を実施しています。

代理店監査は、代理店が事前にチェックした「代理店自己点検シート」を基に、営業部が点検・指導を行い、その後代理店監査室が点検内容の確認及び指導を行うという方法で実施しています。

また、定期的に、代理店・募集人の登録・届出内容の確認も点検し、相違があれば直ちに変更手続きを行っています。



CSR（企業の社会的責任）

当社は、すべてのステークホルダーの要請に応えながら、社会とともに持続的成長を遂げるために企業の社会的責任を果たします。また、「お客さま本位の業務運営」を基本行動に据え、社会的信用を得るための事業を展開していきます。

1.地球環境保護の取組み（公益財団法人オイスカへの寄付）

近年、地球の森林や生態系が失われつつあるなか、緑化などの環境保全をはじめとする活動を通じ、こどもたちへ未来を繋いでいきたいと願い、公益財団法人オイスカを通じて寄付活動を行っています。

寄付にあたっては、Webでご自身の契約内容を確認いただける仕組み（＝Web証券）を構築し、お客さまが保険証券発行の省略を選択いただける取組みを推進しています。保険証券のペーパーレス化により削減された費用の一部を地球環境保護の取組みにあてています。

今後も、ペーパーレス化を推進し、CO2排出量の削減により、地球の環境と自然を守る活動に積極的に取り組んでまいります。

2.社会に目を向けた取組み

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に参画し、一般社団法人SDGs市民社会ネットワークに加盟しております。「5.ジェンダー平等の実現」「11.住み続けられるまちづくり」「13.気候変動への具体策」「14.海の豊かさを守ろう」といった持続可能な目標に向け社会の一員として取り組んでおります。

「保険」という形のない商品を扱うわたしたちにとって、社員全員が重要な会社の財産です。社員ひとりひとりが自己成長の場である“仕事”を通して、社会の継続性に貢献する実感と喜びを持てるよう心がけています。

他者への貢献や支援活動は、自分を高め新しい価値観を持つ絶好の機会であると当社では考えています。当社にかかわるすべての人が「社会に積極的に貢献する人創り」という価値観を共有し、より良い社会を築いていくために、当社は応援してまいります。



商品・サービスについて

保険の仕組みについて----- P.19

当社の取扱商品----- P.21



保険の仕組みについて

□少額短期保険とは

2006年4月に改正保険業法が施行されたことにより、従来存在していたいわゆる無認可共済に代わり、財務局における登録という一般の保険会社よりも簡易な手続により設立が認められる、少額短期保険業者が誕生しました。

少額短期保険においては、取り扱う保険金額が「少額」（損害保険1,000万円以下、医療保険80万円以下等）、かつ保険期間が「短期」（損害保険2年以内、医療保険1年以内等）の保険契約のみを引き受けます。

また、少額短期保険業者は、保険契約者保護機構に加入していませんので、破綻した場合の補償がないという点も特徴の一つです。

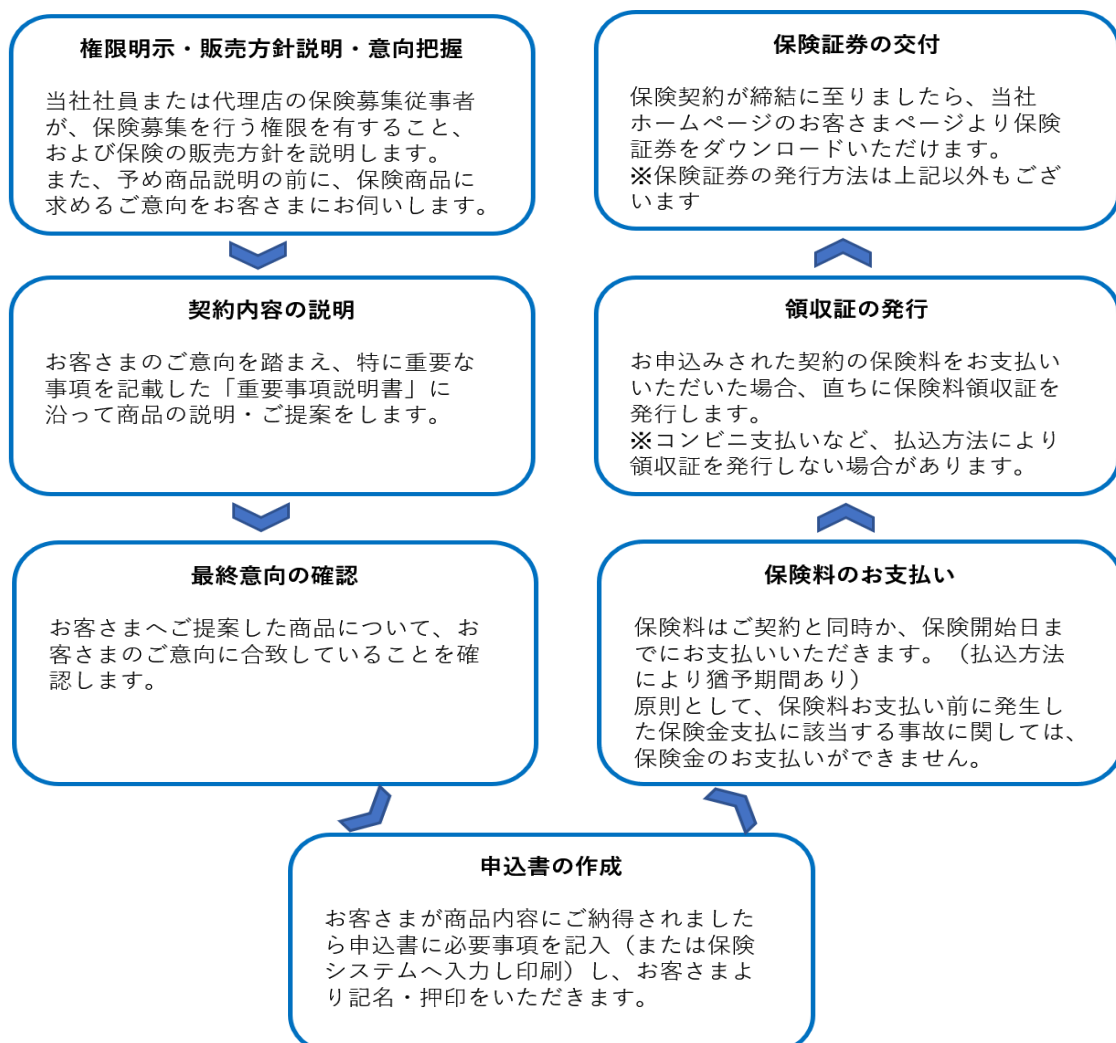
□保険契約締結の流れ

当社の代理店は、当社との代理店委託契約に基づき、保険の説明および保険契約の締結を行います。また、代理店は行政機関に登録しており、保険募集の資格を持った代理店の役員および使用人に限り保険募集行為を行っています。その他に、当社の役職員が、直接募集を行うことができます。

また、当社代理店には、その商品内容をよく理解し、お客様に誤解を生じさせないように、わかりやすい説明を心がけ、十分理解していただくために、各種マニュアル等を整備し、法令等の厳守を徹底しています。

その意識を維持していただくために、定期的に代理店監査を実施し指導を強化しております。

○ご契約までの流れ(概要)



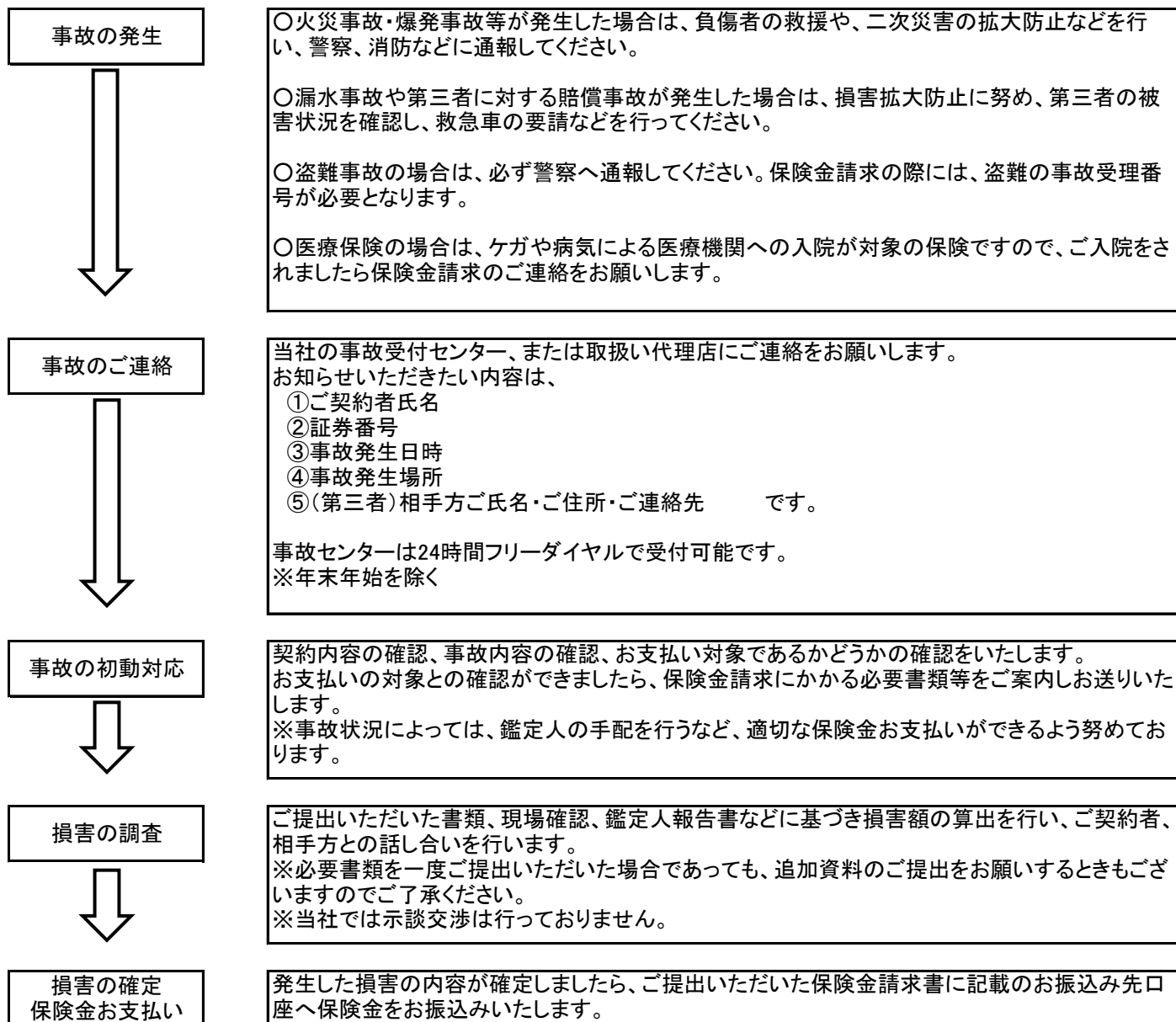
□再保険について

再保険とは、保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することを言います。

当社では、国際的に著名な格付け会社の格付けが高い再保険会社複数社と再保険契約を締結し、2021年度は比例再保険方式により、90%の割合で再保険をかけることにより、十分な保険金支払能力を確保し、経営の安定化を図りました。

また、再保険を引き受ける再保険会社については、格付けや信頼性、実績等を考慮して選定し、巨大災害の発生時においても確実に再保険金の回収ができるよう、上限額の設定等を含む再保険契約条件を十分検討するとともに、当社の財務状況等に応じて毎年再保険契約条件の見直しを図っております。

□保険金のお支払いまでの流れについて



□賃貸入居者総合保険ハッピーワン スタンダードワン



賃貸入居者総合保険ハッピーワン スタンダードは、「家財補償」「修理費用補償」「賠償責任補償」の充実した3つの補償で、日常生活に関するさまざまなリスクに対応できる、賃貸入居者のための保険です。

家財補償

次の①～⑫までの事故によって被保険者所有の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- ①火災、②落雷、③破裂・爆発、④風災・ひょう災・雪災、⑤借戸室外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、⑥給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ、⑦エアコンに生じた事故による水濡れ、⑧騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為や破壊行為、⑨水災、⑩盗難による盗取、き損または汚損、⑪不測かつ突発的な事故、⑫持ち出し家財の損害

併せて支払われる費用保険金

- 火災臨時費用保険金 □風災・雪災臨時費用保険金 □漏水臨時費用保険金 □残存物取片づけ費用保険金
□失火見舞費用保険金 □被災時転居費用保険金 □臨時宿泊費用保険金 □ストーカー被害時転居費用保険金

修理費用補償

借用住宅に損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に、自己の費用でこれを修理した場合に、保険金を支払います。(水災事故は対象外)

★さらに下記の内容もワイドに保障します。

- ・窓ガラスの熱割れ
- ・ドアロックのいたづらや鍵の盗難などによるドアロック交換費用
- ・被保険者の死亡により生じた借戸室の修理、清掃、消臭費用や、遺品の整理、運送、保管、廃棄などの費用
- ・水道管の凍結による破裂や亀裂での水道管の修理費用
- ・凍結した水道管の解氷費用
- ・水道管凍結の再発防止費用

賠償責任補償

(1) 借家人賠償責任保険

火災・爆発・水濡れなどを起こして、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金を補償します。

(2) 個人賠償責任保険金

借用住宅の使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故によって、被保険者が他人にケガをさせたり、または他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払いします。

*上記内容は、「賃貸入居者総合保険ハッピーワン スタンダードワン」の概要を説明したものです。

保険金をお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、必ず、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款・特約」をご確認ください。

*上記補償内容を一部除外もしくは縮小した「賃貸入居者総合保険ハッピーワン ライトワン」もご用意しております。



テナント保険は、「設備・什器等補償」「借家人賠償責任補償」「施設賠償責任補償」がセットになった賃貸テナント入居者向けの保険であり、テナント（借用施設）でのビジネスをとりまくさまざまなリスクに対応しています。

設備・什器等補償

借戸室内に収容された設備・什器等が、次の①～⑧の事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ①火災、②落雷、③破裂・爆発、④風災・ひょう災・雪災、⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、
⑥他人の戸室や給排水設備で生じた事故に伴う食用戸室の水濡れ、
⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為や破壊行為、⑧盗難

併せて支払われる保険金

- 臨時費用保険金／残存物取片付け費用保険金

*上記①～⑦の事故で設備・什器等保険金が支払われる場合において、お支払いの対象となります。

- 失火見舞費用保険金

*火災・破裂または爆発等により、第三者の所有物、借用施設に損害が生じ、見舞金等が発生した場合にお支払いします。

- 通貨等損害保険金

*借用施設の正規の保管場所に収容される業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合にお支払いの対象となります。

- 建具等修理費用保険金

*上記①～⑧の事故により、借用施設に損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用でこれを修理した場合にお支払いの対象となります。（保険金額の10%を限度とします。）

- 水害費用保険金

*台風、豪雨等により借用施設が床上浸水を被った結果、損害が生じた場合にお支払いの対象となります。

施設賠償責任保険

「施設の管理不備、業務過失」で第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりしたことについて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

借家人賠償責任補償

火災や爆発・破裂、給排水設備に生じた過失による水濡れ等の事故により借戸室内に損害を与え、貸主に法律上の責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*上記内容は、「テナント保険」の概要を説明したものです。

保険金をお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、必ず、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「約款・特約」をご確認ください。

*上記補償内容を一部除外もしくは縮小した「賃貸入居者総合保険ハッピーワン ライトワン」もご用意しております。



業績データ

主要な業務に関する事項-----	P.24
主要な業務の状況を示す指標等-----	P.25
保険契約に関する指標-----	P.27
経理に関する指標等-----	P.29
財産の状況に関する指標-----	P.32

主要な業務に関する事項

□直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(千円、%、人、店)

項 目	前々期(2019年度)	前期(2020年度)	当期(2021年度)
経常収益	3,359,114	3,342,941	3,384,080
うち保険料	1,775,295	1,798,922	1,836,040
経常費用	3,363,835	3,280,830	3,205,464
うち保険金等	401,449	446,143	397,020
うち解約返戻金等	62,957	72,555	77,800
うち事業費	1,215,258	1,124,441	1,149,491
経常利益	▲ 4,722	62,110	178,616
当期純利益	▲ 10,202	▲ 15,534	129,124
正味収入保険料	148,503	247,097	248,562
正味支払保険金	113,498	114,672	92,166
正味事業費	▲ 1,503	▲ 3,280	8,071
総資産	1,113,702	1,133,536	1,245,446
純資産額	130,321	139,787	268,911
保険業法上の純資産額	142,321	156,774	289,719
現金及び現金同等物の期末残高	362,687	410,845	568,794
責任準備金	165,349	241,608	232,542
うち普通責任準備金	153,348	224,620	211,735
うち異常危険準備金	12,000	16,987	20,807
うち契約者配当準備金	—	0	0
資本金	231,000	256,000	256,000
(発行済株式の総数 株)	4,620	5,120	5,120
自己資本	130,321	139,787	268,911
供託金	33,000	33,000	33,000
有価証券	74,370	74,285	74,200
元受損害率	23.4%	25.8%	22.6%
元受事業費率	71.0%	65.1%	65.4%
元受合算率	94.5%	91.0%	88.0%
正味損害率	76.4%	46.4%	37.1%
正味事業費率	▲ 1.0%	▲ 1.3%	3.2%
正味合算率	75.4%	45.1%	40.3%
経常利益率	▲ 0.1%	1.9%	5.3%
自己資本比率	11.7%	12.3%	21.6%
ソルベンシー・マージン比率	678.4%	811.9%	1448.0%
一株当たり当期純利益	▲ 2	▲ 3	25
一株当たり配当金	—	—	—
配当性向	—	—	—
内部留保率	100.0%	100.0%	100.0%
年間収受保険料	1,365,265	1,374,819	1,389,981
契約件数	187,343	117,494	122,617
解約件数	187,343	13,206	12,846
保有契約件数	187,343	184,609	185,392
被保険者数(保険の相手方)	205,671	202,048	202,931
役員数	7	2	2
従業員数(パートタイマー等含む)	34	37	39
支店数	7	0	0
営業所数	2	7	7
代理店数	2,006	1,943	1,872



主要な業務の状況を示す指標等

I 正味収入保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	53,053	21.5%	55,372	22.3%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		194,044	78.5%	193,190	77.7%
計		247,097	100.0%	248,562	100.0%

II 元受保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	569,539	31.7%	585,667	31.9%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		1,229,383	68.3%	1,250,373	68.1%
計		1,798,922	100.0%	1,836,040	100.0%

III 支払再保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	512,720	33.2%	526,332	33.3%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		1,033,646	66.8%	1,053,871	66.7%
計		1,546,366	100.0%	1,580,203	100.0%

IV 保険引受利益

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	5,214	31.7%	48,332	31.9%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		11,255	68.3%	103,187	68.1%
計		16,469	100.0%	151,519	100.0%

V 正味支払保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	8,298	7.2%	12,156	13.2%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		107,165	92.8%	80,010	86.8%
計		115,463	100.0%	92,166	100.0%



VI 元受保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	118,216	26.5%	91,148	23.0%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		327,948	73.5%	305,872	77.0%
計		446,164	100.0%	397,020	100.0%

VII 回収再保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	109,904	33.2%	78,994	25.9%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		221,567	66.8%	225,860	74.1%
計		331,471	100.0%	304,854	100.0%



A-ONE CO., LTD.

保険契約に関する指標

I 契約者配当金

該当契約はございません。

II 正味損害率、正味事業費率及びその合算率(コンバインド・レシオ)

種目	年度	前期(2020年度)			当期(2021年度)		
		正味損害率	正味事業比率	合算率	正味損害率	正味事業比率	合算率
	全種目計	46.4%	▲ 1.3%	45.1%	37.1%	3.2%	40.3%

III 出再控除前の発生損害率、事業費率および合算率

種目	年度	前期(2020年度)			当期(2021年度)		
		発生損害率	事業比率	合算率	発生損害率	事業比率	合算率
	全種目計	25.8%	65.1%	91.0%	22.6%	65.4%	88.0%

IV 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等(第211条の52において準用する第71条第1項各号に掲げる者をいう。次号及び第6号において同じ)の数

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
当該再保険を引き受けた主要な保険会社等	7社	9社

V 再保険を引き受けた主要な再保険会社及び再保険内容

再保険会社	再保険契約内容	
	前期(2020年度)	当期(2021年度)
	比例再保険(保険金額の90%)	比例再保険(保険金額の90%)
	出再割合	出再割合
タイピン再保険	25.5%	25.5%
ラブアン再保険	22.0%	22.0%
オデッセイ再保険	19.6%	16.7%
その他再保険会社	32.9%	35.8%
計	100.0%	100.0%

2022年3月31日時点



Ⅵ 再保険を引き受けた主要な再保険会社の格付け区分と支払再保険料の割合

格付け機関	格付け	前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		社数	支払再保険料における割合	社数	支払再保険料における割合
A.M.Best	A-以上	3	67%	3	64%

Ⅶ 未収再保険の額

該当契約はございません。

経理に関する指標等

I 支払備金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	5,909	16.5%	5,069	15.4%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		29,808	83.5%	27,800	84.6%
計		35,717	100.0%	32,869	100.0%

II 責任準備金

(単位:千円、%)

年度 種目		前期(2020年度)		当期(2021年度)	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	79,729	33.0%	77,301	33.2%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		161,879	67.0%	155,241	66.8%
計		241,608	100.0%	232,542	100.0%

III 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

IV 損害率の上昇に対する経常損失の額

損害率上昇のシナリオ	発生損害率1%上昇すると仮定
計算方法	増加発生損害額は 既経過保険料(出再部分除く) × 1%
	経常損失の増加額は増加する発生損害額と等しい

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
増加後元受損害率	26.8	22.6
増加後経常利益	57,481	173,944
経常損失増加額	4,629	4,672



V 資産運用に関する指標等

① 資産運用の状況

(単位:千円、%)

区分	前期(2020年度)		当期(2021年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	410,845	36.2%	568,794	45.7%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	74,285	6.6%	74,200	6.0%
運用資産計	484,980	42.8%	642,849	51.6%
その他	648,556	14.4%	602,597	-3.2%
総資産	1,133,536	100.0%	1,245,446	100.0%

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円、%)

区分	前期(2020年度)		当期(2021年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	65	5.00%	56	4.34%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	1,235	95.00%	1,235	95.66%
その他	—	—	—	—
合計	1,300	100.0%	1,291	100.0%

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計額に対する構成比

(単位:千円、%)

区分	前期(2020年度)		当期(2021年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	74,285	100%	74,200	100%
合計	74,285	100%	74,200	100%

④ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:千円、%)

区分	前期(2020年度)		当期(2021年度)	
	10年以下	10年超	10年以下	10年超
国債	—	74,285	—	74,200
合計	—	74,285	—	74,200

⑤ 有価証券の時価情報等

(単位:千円、%)

区分	前期(2020年度)			当期(2021年度)		
	取得原価	貸借対照表計上額	差益	取得原価	貸借対照表計上額	差益
国債	74,874	74,285	▲ 589	74,874	74,200	▲ 674
合計	74,874	74,285	▲ 589	74,874	74,200	▲ 674

⑥ 金銭の信託

該当はございません。



VI 責任準備金の残高

(単位:千円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
火災保険	70,582	5,253	-	77,301
普通火災保険	-	-	-	-
家財保険	70,582	5,253	-	77,301
(地震保険)	-	-	-	-
その他	141,153	15,554	-	155,241
計	211,735	20,807	-	232,542

VII 法272条の28において準用する法第130条第1号に係る細目

① 第211条の59第1項第1号に規定する額(純資産の額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
純資産の額	156,774	289,719

② 第211条の59第1項第2号に規定する額(価格変動準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
価格変動準備金の額	-	-

③ 第211条の59第1項第3号に規定する額(異常危険準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
異常危険準備金の額	16,987	20,807

④ 第211条の59第1項第4号に規定する額(一般貸倒引当金の額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
一般貸倒引当金の額	-	-

⑤ 第211条の59第1項第5号に規定する額(その他の有価証券の評価差額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
その他の有価証券の評価差額	-	-

⑥ 第211条の59第1項第6号に規定する額(保有する土地の時価と帳簿価額の差額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
保有する土地の時価と帳簿価額の差額	-	-

⑦ 第211条の59第1項第7号に規定する額(契約者配当準備金・社員配当準備金の額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
契約者配当準備金の額	-	-
社員配当準備金の額	-	-

⑧ 第211条の59第1項第8号に規定する額(①から⑦までに掲げるもの以外のものの合計額)

(単位:千円)

	前期(2020年度)	当期(2021年度)
①から⑦までに掲げるもの以外のものの合計額	226	176



A-ONE CO., LTD.

財産の状況に関する指標

I 貸借対照表

(単位:千円)

科目	2020年度	2021年度	科目	2020年度	2021年度
	2021/3/31 現在	2022/3/31 現在		2021/3/31 現在	2022/3/31 現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	410,845	568,794	保険契約準備金	277,325	265,411
現金	150	145	支払備金	35,717	32,869
預貯金	410,694	568,649	責任準備金	241,608	232,542
有価証券	74,285	74,200	代理店借	93,742	87,186
国債	74,285	74,200	再保険借	424,774	400,077
地方債	—	—	短期社債	—	—
その他の証券	—	—	社債	—	—
有形固定資産	5,704	5,080	新株予約権付社債	—	—
土地	—	—	その他負債	197,906	223,859
建物	4,917	4,653	代理業務借	—	—
動産	—	—	借入金	—	—
建設仮勘定	—	—	未払法人税等	1,376	48,979
その他の有形固定資産	787	427	未払金	18	8,486
無形固定資産	11,606	8,960	未払費用	25,367	20,138
ソフトウェア	11,606	8,960	前受収益	—	—
のれん	—	—	預り金	171,036	146,167
その他の無形固定資産	—	—	仮受金	72	55
代理店貸	178	245	その他の負債	35	32
再保険貸	394,888	368,349	退職給付引当金	—	—
その他資産	203,027	186,816	価格変動準備金	—	—
未収金	548	457	繰延税金負債	—	—
未収保険料	137,944	114,906	負ののれん	—	—
前払費用	46,926	46,821	負債の部 合計	993,749	976,534
未収収益	—	—	(純資産の部)		
預託金	11	11	資本金	256,000	256,000
仮払金	—	—	新株式申込証拠金	—	—
その他の資産	17,597	24,619	資本剰余金	—	—
繰延資産	—	—	資本準備金	—	—
供託金	33,000	33,000	その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	—	—
			利益準備金	▲ 116,212	12,911
			その他利益剰余金	▲ 116,212	12,911
			積立金	—	—
			繰越利益剰余金	▲ 116,212	12,911
			自己株式	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	139,787	268,911
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	139,787	268,911
資産の部合計	1,133,536	1,245,446	負債及び純資産の部合計	1,133,536	1,245,446



Ⅱ 損益計算書

(単位:千円)

科目	前期(2020年度)	当期(2021年度)
	2020/4/1から 2021/3/31まで	2021/4/1から 2022/3/31まで
経常収益	3,342,941	3,384,080
保険料等収入	3,325,211	3,352,839
保険料	1,798,922	1,836,040
再保険収入	1,526,288	1,516,799
回収再保険金	331,471	304,854
再保険手数料	1,127,721	1,141,419
再保険返戻金	67,096	70,525
資産運用収益	1,300	1,291
利息及び配当金等収入	1,300	1,291
その他運用収益	-	-
その他経常収益	16,429	29,948
経常費用	3,280,830	3,205,464
保険金等支払金	2,065,065	2,055,024
保険金等	446,143	397,020
解約返戻金	72,555	77,800
契約者配当金	-	-
再保険料	1,546,366	1,580,203
責任準備金等繰入額	76,259	0
支払備金繰入金	0	0
責任準備金繰入金	76,259	0
資産運用費用	-	-
事業費	1,124,441	1,149,491
営業費及び一般管理費	1,106,184	1,141,376
税金	5,363	3,185
減価償却費	12,892	4,929
退職給付引当金繰入額	-	-
その他の経常費用	15,064	948
経常利益(又は経常損失)	62,110	178,616
特別利益	-	-
特別損失	75,000	0
契約者配当準備金繰入額	-	-
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	▲ 12,889	178,616
法人税及び住民税	2,645	49,491
法人税等調整額	-	-
当期純利益(又は当期純損失)	▲ 15,534	129,124

Ⅲ キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	前期(2020年度)	当期(2021年度)
	2020/4/1から 2021/3/31まで	2021/4/1から 2022/3/31まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	1,798,923	1,836,040
再保険収入	1,526,288	1,516,799
保険金支払による支出(-)	446,144	397,020
解約返戻金による支出(-)	72,555	77,800
再保険料支払いによる支出(-)	1,546,366	1,580,203
事業費の支出(-)	1,136,353	1,149,491
その他収入	4,107	10,657
小計	127,900	158,982
利息及び配当金等の受取額	1,300	1,291
利息の支払額(-)	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	▲ 103,397	948
法人税等の支払額(-)	2,645	1,376
その他支払(-)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,158	157,949
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増加額	—	—
有価証券の取得による支出(-)	—	—
有価証券の売却・償還のよる収入	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出(-)	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出(-)	—	—
株式の発行による収入	25,000	—
自己株式の取得による支出(-)	—	—
配当金の支払額(-)	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,000	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	48,158	157,949
VI 現金及び現金同等物期首残高	362,687	410,845
VII 現金及び現金同等物期末残高	410,845	568,794



IV 株主資本等変動計算書

前期(2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで))

(単位:千円)

(単位: 千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
前期末残高	231,000	▲ 100,678	▲ 100,678	130,322	130,322
当期純利益	—	▲ 15,534	▲ 15,534	▲ 15,534	▲ 15,534
当期変動額	—	▲ 15,534	▲ 15,534	▲ 15,534	▲ 15,534
当期末残高	256,000	▲ 116,212	▲ 116,212	▲ 116,212	139,788

当期(2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで))

(単位:千円)

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
前期末残高	256,000	▲ 116,212	▲ 116,212	139,788	139,788
当期純利益	—	129,124	129,124	129,124	129,124
当期変動額	—	129,124	129,124	129,124	129,124
当期末残高	256,000	12,911	12,911	12,911	268,911

V 事業費の明細

(単位:千円、%)

区分	2020年度	2021年度		
	金額	金額	増減額	増減率
事業費	1,124,441	1,149,491	25,050	102.2%
①営業費及び一般管理費	1,106,184	1,141,376	35,192	103.2%
②税金	5,363	3,185	▲ 2,178	59.4%
③減価償却費	12,892	4,929	▲ 7,963	38.2%
④退職給付引当金繰入額	—	—	—	—
⑤保険業法第113条繰延資産償却費	—	—	—	—
⑥保険業法第113条繰延額	—	—	—	—
⑦合計	1,124,441	1,149,491	25,050	102.2%



VI 法第272条の28において準用する法第130条第2号に係る細目

①第211条の60に規定する額(平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額を除く)

ソルベンシー・マージン比率(保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率)

(単位:千円)

	2020年度	2021年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	156,549	289,542
① 純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く)	139,561	268,735
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	16,988	20,807
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者(社員)配当準備金	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪ 控除項目(一)	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1+R2]+R3+R4}$	38,561	39,991
保険リスク相当額	24,525	28,472
R1 一般保険リスク相当額	17,354	19,352
R4 巨大災害リスク相当額	7,171	9,119
R2 価格変動等リスク相当額	24,377	22,073
価格変動等リスク相当額	743	742
信用リスク相当額	4,107	5,686
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	15,578	11,961
再保険回収リスク相当額	3,949	3,683
R3 経営管理リスク相当額	1,467	1,516
ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	811.9%	1448.0%

◆ ソルベンシー・マージン比率とは

少額短期保険会社では、保険事故発生の際の保険金支払いに備えて、準備金を積み立てています。また、巨大災害の発生や、少額短期保険会社が保有する資産の大幅な価格変動、下落等で通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「リスク合計額」に対して「少額短期保険会社が保有している資本・準備金等の支払い余力」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは

- ①保険引受上の危険
保険事故発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
- ②資産運用リスク
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超え変動することにより発生し得る危険
- ③経営管理上の危険
業務の運営上、通常の予測を超え発生し得る危険(事務リスク、システムリスク等)
- ④巨大災害に係る危険
通常の予測を超える巨大災害による発生し得る危険

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上あれば「保険金等の支払能力が十分である」とされています。



②平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額

一般保険リスク

(単位:千円)

リスクの種類	リスク対象	リスク係数	リスク対象金額	リスク相当額
普通死亡リスク(A)	危険保険金額	0.06%	—	—
災害死亡リスク(B)	災害死亡保険金額	0.006%	—	—
災害入院リスク(C)	災害入院日額総額×予定 平均給付日数	0.3%	67,753	203
疾病入院リスク(D)	疾病入院日額総額×予定 平均給付日数	0.75%	120,656	904
その他の第一・第三分野 リスク(F)	異常危険準備金積立限度 額	100%	711	711
火災リスク(E)	正味既経過保険料	12%	56,249	6,749
	正味発生保険金	33%	12,048	3,976
その他の第二分野リスク (G)	正味既経過保険料	17%	106,148	18,045
	正味発生保険金	34%	25,145	8,549
一般保険リスク相当額				19,352

巨大災害リスク

(単位:千円)

保険の種類	リスク相当額	
	地震災害	風水災害
火災保険	—	9,119
その他の第二分野保険	—	—
合計額	—	9,119

巨大災害リスク相当額	9,119
------------	-------

価格変動等リスク

(単位:千円)

対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
国債	1%	74,200	742
地方債	1%	—	—
政府保証債	1%	—	—
その他	1%	—	—
不動産	5%	—	—
価格変動等リスク相当額			742

信用リスク

(単位:千円)

リスク対象資産		リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
債券	ランク1	0%	—	—
	ランク2	1%	—	—
	ランク3	4%	—	—
	ランク4	30%	—	—
預貯金	ランク1	0%	—	—
	ランク2	1%	568,649	5,686
	ランク3	4%	—	—
	ランク4	30%	—	—
信用リスク相当額				5,686



子会社等リスク

(単位:千円)

事業形態	リスク対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
子会社(国内会社)	株式	10%	—	—
	貸付金	1%	—	—
子会社(海外法人)	株式	15%	—	—
	貸付金	6%	—	—
国内会社及び海外法人にかかわらず信用リスクのランク4に該当する子会社	株式	100%	—	—
	貸付金	30%	—	—
信用リスク相当額				—

再保険リスク

(単位:千円)

区分	出再割合	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
出再に附した契約の不積立責任準備金	50%以下の部分	1%	441,971	4,419
	50%を超える部分	2%	231,375	4,627
出再に附した契約の不積立支払備金	50%以下の部分	1%	111,354	1,113
	50%を超える部分	2%	90,026	1,800
信用リスク相当額				11,961

再保険回収リスク

(単位:千円)

	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
再保険貸(外国再保険貸を含む。)	1%	368,349	3,683

経営管理リスク

(単位:千円、%)

保険リスク相当額(A)	28,472
資産運用リスク相当額(B)	22,073
リスク係数(C)	2%
経営管理リスク相当額	1,516



コーポレートデータ

株式の状況----- P.40

役員および従業員の状況----- P.40

会社の組織----- P.40



株式の状況

(2022年3月31日現在)

株主の商号、名称または氏名	持ち株数	持ち株比率
有限会社共一	2,000株	39.1%
片山 勉	2,000株	39.1%
エルズサポート株式会社	920株	18.0%
株式会社I.S.C.	100株	2.0%
ソン シンヨン	100株	2.0%
合計	5,120株	100.0%

役員および従業員の状況

役員一覧

(2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	株主の商号、名称または氏名
山口 啓輔	代表取締役	
玉井 建次	取締役	
丹後 文雄	取締役	
山崎 浩	取締役	弁護士法人ペガサス 代表
藤田 潔	取締役	エルズサポート株式会社 代表取締役
平塚 博路	監査役	平塚公認会計士事務所 代表

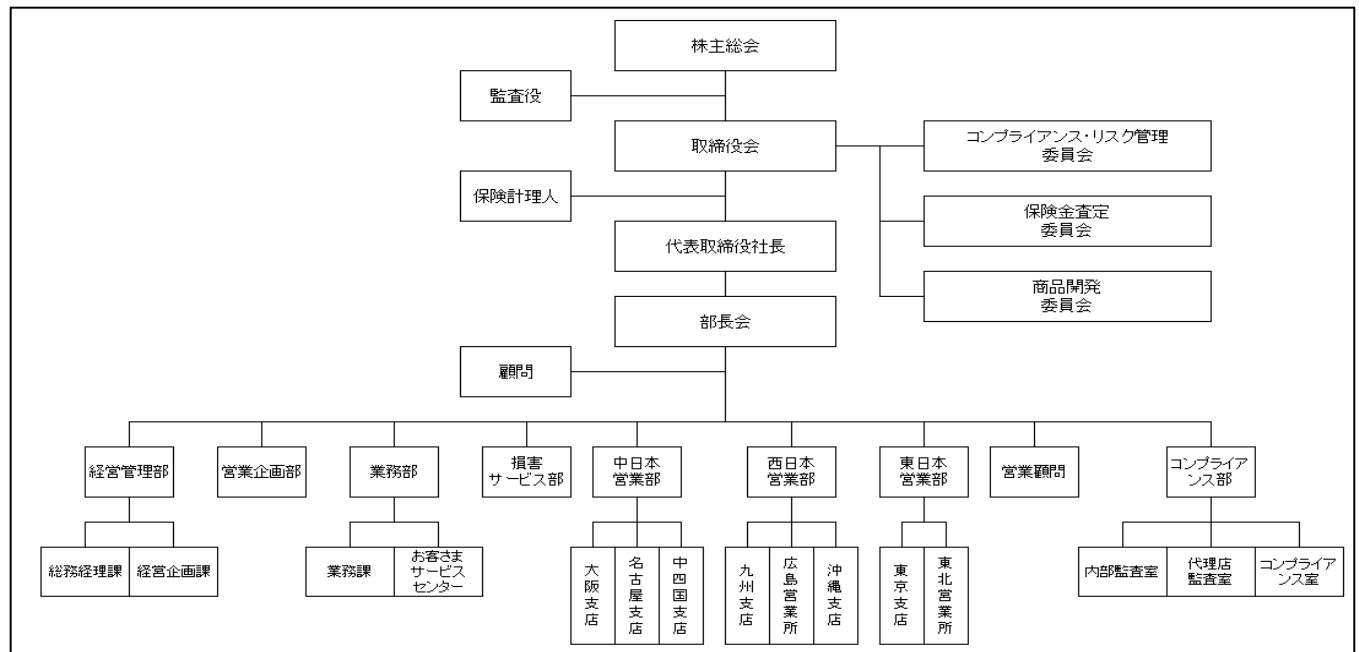
従業員の状況

(2022年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期末現在		
			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	26	20名	42.57	5年3ヶ月	336千円
営業職員	11	19名	46.08	6年6ヶ月	432千円

会社の組織

(2022年4月1日現在)



用語の解説

<ア行>

●異常危険準備金

大きな災害など巨額な支払に備えて、毎決算期に地震を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるもの。

<カ行>

●合算率

発生損害率＋事業費率

●契約の解除

保険契約者または保険会社の意志表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すこと。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定している。

●告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、及び重要な事項について不実の事を申し出てはならないという義務。

●コンバインド・レシオ(合算率)

正味損害率＋正味事業費率

<サ行>

●再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することという。

●再保険金

再保険契約に基づき、受再者(再保険の受け手)が出再者(再保険の出し手)に支払う保険金のことという。

●再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に付保するときに支払う保険料のことという。

●時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに購入するのに必要な金額(再調達価格)から使用による消耗分を控除して算出した金額。

●事業費

保険会社の事業上の経費で、損益計算書における「損益調査費」、「諸手数料及び集金費」、「営業費及び一般管理費」の合計額をいう。

●事業費率

(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料×100

●支払備金

決算日までに発生した保険事故で、その保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積立てる準備金のことという。

●支払再保険料

出再保険料から、再保険返戻金を控除したもの

●受再保険料

再保険を引き受けた保険会社が、元受保険会社から受け取る保険料

●正味収入保険料

元受保険料及び受再保険料収入から再保険料・返戻金を控除した保険料。

●正味支払保険金

元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約に基づき回収した再保険金を控除したもの

●正味事業費率

(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料×100

●正味損害率

(正味支払保険金額＋損害調査費)÷正味収入保険料

●責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいう。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積立てる「普通責任準備金」と異常災害の損失に備えて積立てる「異常危険準備金」がある。

●損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことという。

●損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合。正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合。



<タ行>

●大数の法則

ある試行を繰り返し行えば、確率は一定値に近づくという法則。例えば、サイコロを振って出る目は、振る回数を増やせばどの目が出る確率も6分の1に近づくというのが大数の法則。保険のように契約者数が多数の場合、おおそ一定の水準に収束するので、それに基づき保険料を算出することができる。

●重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通する複数の保険契約が存在する場合を重複保険という。

●通知義務

保険契約したのち、契約内容に変更が生じた場合に、契約者が契約者が保険会社に連絡する義務をいう。

<ハ行>

●発生損害率

$(\text{出再控除前の発生損害額} + \text{損害調査費}) \div \text{出再控除前の既経過保険料} \times 100$

●被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいう。

●保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のこと。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払う。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていない場合は、保険会社の責任は開始しない。

●保険金

保険事故により損害が生じた場合、保険会社が被保険者に支払う金銭のこと。

●保険金額

ご契約金額のことをいう。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額。

●保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいう。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負う。

●保険事故

保険契約において、保険会社が偶然性のある事故が発生したときに、保険金を支払わなければならないという約束をした事実をいう。

●保険の目的

保険を付ける対象のことをいう。火災保険(賃貸入居者保険)での家財がこれにあたります。

●保険引受利益

保険引受に係る損益であり、「保険引受利益」から「保険引受費用」及び「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を差し引いて、「その他収支」を加減した金額をいう。

●保険約款

保険契約の内容を定めたもの。保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、その約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特別条項)とがある。

●保険料

被保険者が被る危険を保険会社が負担するための対価として保険契約者が支払う金銭のこと。

●保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいう。

<マ行>

●免責金額

自己負担額のことをいう。一定金額以下の損害について契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがある。

●元受保険料

保険会社が契約者から引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことをいう。

●元受正味保険金

元受契約の支払保険金から、元受契約にかかわる求償により回収した金額を控除したもの。

